

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(農林水産経営支援課)	一
○農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則	( )	六
○林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	( )	六

ページ

## 規 則

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第九十一号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年宮城県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(昭和五十四年農林水産省令第二十二号)」の下に、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二三十四号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第一九十六号)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成二十年農林水産省)

年経済産業省令第一号)を加える。

環境省

第一条中「沿岸漁業従事者等」の下に、「当該沿岸漁業従事者が法人でない団体である場合にあっては、次に掲げる条件のすべてに該当するものに限る。」を加え、「経営等改善資金」を「経営等改善資金、」に改め、「(を)」の下に、「農商工等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者(当該認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第一号八に掲げる措置を行う場合に限る。以下「認定中小企業者」という。)(に対して経営等改善資金を)」を加え、ただし書を削り、同条に次の三号を加える。

- 一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して行うこと又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つてゐるもの(生活改善資金(婦人・高齢者活動資金に限る。))又は青年漁業者等養成確保資金(漁業経営開始資金に限る。))の貸付けを行う場合にあっては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。
- 二 団体の規模、内容等が水産改良普及組織等の普及指導の対象として適当と認められるものであること。
- 三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

第四条中「沿岸漁業従事者等」の下に、「又は一の認定中小企業者こと」を加える。

第五条第三項中「である場合」の下に、「又は経営等改善資金の貸付けを受けようとする者が認定中小企業者である場合であつて、その認定中小企業者が団体であるとき」を加える。

第六条を次のように改める。

(貸付けの申請)

第六条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
  - 二 農商工等連携促進法第十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、農商工等連携促進法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画の写し
  - 三 農林漁業バイオ燃料法第十条に規定する資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、農林漁業バイオ燃料法第五条第二項の認定生産製造連携計画の写し
- 第七条第一項中、「前条第一項又は第二項」を、「前条」に改め、同条第二項中、「及び漁業協同組合」を削る。
- 第八条を次のように改める。
- (借用証書)

第八条 申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書を知事に提出しなければならぬ。

第十一条第二項を削る。

第十二条第一項中、「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中、「及び漁業協同組合」を削る。

第十三条中、「宮城県漁協」を「宮城県漁業協同組合」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

一 経営等改善資金

名称	資金の種類	貸付けの内容	貸付けの相手方	貸付けの限度額	償還期間等
一 漁業省 操作機 力化機 器等設 置資金	自動操 作装置 の設置 費用	1 自動操 作装置 の設置 費用	沿岸漁 業を営 む漁業 協同組 合	五百万 円（自 動操 作装 置の 設置 費用 は、一 万円 以内）	七年以 内（一 年以内 の期間 を含む）
二 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	2 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
三 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	3 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
四 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	4 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
五 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	5 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同

名称	資金の種類	貸付けの内容	貸付けの相手方	貸付けの限度額	償還期間等
一 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	1 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
二 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	2 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
三 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	3 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
四 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	4 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同
五 漁業 省力化 機器等 設置資 金	動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	5 動力式 の漁具 の省力 化等装 置の設 置費用	同	同	同





名称	資金の種類	三 青年漁業者等養成確保資金	三 高齢者 活動資金	二 住居 利便改善 資金	一 必要装置 設置に 必要な 資材の 購入
	目的	三 青年漁業者等養成確保資金	三 高齢者 活動資金	二 住居 利便改善 資金	一 必要装置 設置に 必要な 資材の 購入
貸付けの内容		三 青年漁業者等養成確保資金	三 高齢者 活動資金	二 住居 利便改善 資金	一 必要装置 設置に 必要な 資材の 購入
相手方の		三 青年漁業者等養成確保資金	三 高齢者 活動資金	二 住居 利便改善 資金	一 必要装置 設置に 必要な 資材の 購入
貸付けの限度額		三 青年漁業者等養成確保資金	三 高齢者 活動資金	二 住居 利便改善 資金	一 必要装置 設置に 必要な 資材の 購入
償還期間等		三 青年漁業者等養成確保資金	三 高齢者 活動資金	二 住居 利便改善 資金	一 必要装置 設置に 必要な 資材の 購入

1 この規則は、公布の日から施行する。	附 則 (施行期日)	三 始経 資金 開業	二 資術経 金習高 得技度	一 金教 育 資修	
		必を場経的す者づ定農 要開合管なる又きめ林 始をを又きめ林 当自団は青基産大 す該ら漁がの年準大 の経行業近組漁に臣 に皆つの代織業基が	にに臣で又漁青 必適が、は業近年 要合定農技の代漁 なるめ林術的業者 な資をにで、の管な も基産習方沿が の準大得法岸行	金のすめ林め地法岸漁す漁者上お青 のる水のに又漁が業を業四む年 にも基産研習は業近を者勞下ね漁 必要をに臣で、の管なをそ動十歳十者 な受適が、るを皆なべ他従満歳へ 資け合定農実方沿きの事への以	
		く定農費又施用費取へ(の経づ定農 め林用は餌漁設用得漁船を沿の水め林 水産等料漁具の機は又の要開岸基産大 費用大たの購種置は造、用のの基 除が、入苗費は造、用のの基	等)の動御びセビ置リア器タなすめ林術経 (す)装関ユ並及コ費るるの水の管 のる置連サ制びフソへ準大得法 購部と機一御に制コ御シウ連ユにに臣で又 入分直器類)各コ御シウ連ユにに臣で又 費用に接(へ)各コ御シウ連ユにに臣で又 用限連制及種ン装ミエ機	視材費け合定農 察費(への研基産 等授旅に研基産 )業費、要を臣 料、教な受適が	
		同	体のび青年 組青年漁 織年漁業 す漁業者 る業者及 団者	管沿者漁き漁じの上む従沿青 を岸業者業)者五ね事岸年 行漁使勞及をそ以歳八漁業 業者の働び担の他下未歳お勞 経て事岸への同満以	内一 合外研 人につあ修 きつ受はける 百てはける 円
		て経沿つ者共き織は青 は岸でて同千す年漁 八の漁は改万団漁業者一 百の開業五場計円業者一 万始に部万合(一漁にの 円に門円に認漁つ組又 のあ定の業業業	き織は青年 百す青年漁 五青年漁業 十団漁業者一 万単体業者一 円ににの つ組又	一場 国合外研 人につあ修 きつ受はける 百てはける 円	
含三(二ああるす十才林含三(十年 む)据年つるる条然漁漁年据年以 )以置つて場資に料法八(以置 )内期以合金に規法八(以置 を間内十で定業業業業業業業 を間内十で定業業業業業業業	五年 以内	含一(五年 む)据年以 )内期以 を間内			

(経過措置)

2 改正後の沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの申請を受理したも  
たものから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したもについては、なお従前の例による。

農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

農業改良資金貸付規則(平成十四年宮城県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「平成十四年農林水産省令第五十七号」の下に、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)  
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二三十四号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)並びに米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号。以下「米穀新用途利用促進法」という。)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第七十三号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則(平成二十一年農林水産省令第四十一号)」を加える。

第二条第二項中「農業者等」の下に、「農商工等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者又は米穀新用途利用促進法第八条第一項の認定製造事業者等(当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの申請を受理したも  
のから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したもについては、なお従前の例による。

林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年宮城県規則第九十一号)の一部を次のように改正す  
る。

第一条中、「平成十五年六月十一日農林水産省告示第九百二号」の下に、「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二三十四号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)」を加える。

第二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。」の下に、「又は農商工等連携促進法第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)  
若しくは認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」を加え、同条第二項中「林業従事者等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの申請を  
受理したもから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したもについては、なお従前の例による。